

地方独立行政法人の評価の基本的な考え方について（検討用資料）
 [県立病院法人・看護大学法人 共通]

1 評価制度の概要

地方独立行政法人法（以下「法」という。）に基づく地方独立行政法人制度は、設立団体である県による事前の関与・統制を極力排し、地方独立行政法人（以下「法人」という。）の自主的・自律的な運営に委ねることにより、法人の業務を効率的・効果的に行わせることを目的としている。このため、県から法人への関与は、中期目標の策定・指示と評価委員会による事後の業務実績評価を核とする間接的なものに限られ、実際の業務運営は法人が中期計画に従って自主的・自律的に行うこととされる。

したがって、評価委員会が行う法人の業務業績の評価は、中期目標期間における中期目標の達成状況についての評価（＝中期目標期間評価）が基本となるが、法人が行う業務の公共性や透明性の高い業務運営の確保の観点（法第3条）から、各事業年度の業務実績についても評価（＝事業年度評価）を行うこととされている。

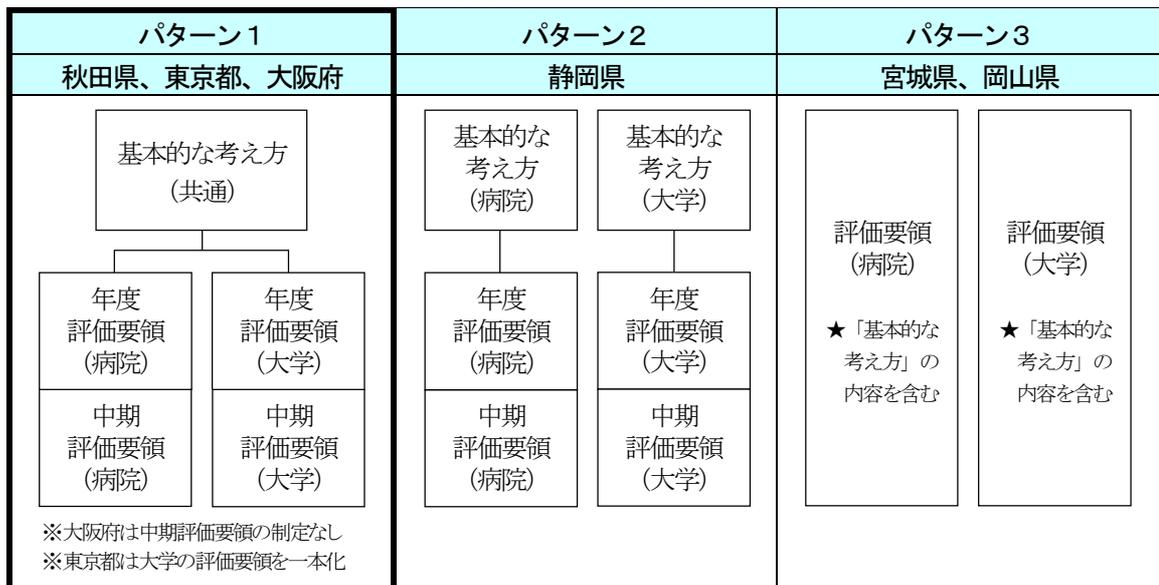
【法に基づく評価の種別】

中期目標期間 評価	中期目標期間における中期目標の達成状況について調査・分析を行い、その結果を考慮して当該中期目標期間における業務の実績の全体について総合的な評定を行う。 (法第30条第2項)
事業年度 評価	各事業年度における中期計画の実施状況について調査・分析を行い、その結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定を行う。 (法第28条第2項)

2 「評価の基本的な考え方について」・「評価要領」の制定方式について（案）

○評価委員会による法人の評価については、すべての評価対象法人に共通する「評価の基本的な考え方について」を定めた上で、法人の分野（病院、大学）ごとに、事業年度評価及び中期目標期間評価のそれぞれについて「評価要領」を定め、これに従って実施することとする。

【病院法人・大学法人をともに設立する先行団体(6事例)における制定方式】



[参考] 1. 病院法人のみを設立する団体(長野県、佐賀県)は、現在、パターン2により策定作業を進めている。

2. 大学法人のみを設立する団体(16 事例)のうち、9事例が評価要領一層構造(パターン3)、7事例が二層構造。国立大学法人の評価委員会は評価要領一層構造。
3. (独)国立病院機構の評価委員会は、「評価基準」―「評価基準細則」の二層構造。

論点1 ・評価実施のために評価委員会として制定するものとしては、全法人共通の「基本的な考え方」と、法人分野ごとの「評価要領」の二層構造(パターン1)としてよいか。

- ・「評価要領」は〈事業年度評価要領〉と〈中期目標期間評価要領〉を別々に制定することとしてよいか。
- ・当面は〈事業年度評価要領〉のみを定め、〈中期目標期間評価要領〉は、平成24年度末まで(予定)を目途に定めることとしてよいか。

〔理由〕

法人の業務の分野が異なっても、評価の基本となる考え方は共通であり、業務分野ごとに特色のある事項は、それぞれの評価要領のレベルで定めればよいと考えられること。

中期目標期間評価の要領では、その具体的な実施方法、評定の判断基準等を定める必要があるが、現時点で内容を固めるのではなく、当評価委員会として数回の事業年度評価を経験し、また先行事例の中期目標評価の結果が出揃い始める24年度の末までを目途に慎重に検討し、決定することが望ましいと考えられること。

〔先行団体の状況〕

上図及び資料2-2のとおり。なお、病院法人の中期目標期間評価について、現時点で評価要領レベルの詳細な定めを置いているのは、宮城県、岡山県のみ。

3 「評価の基本方針」について(案)

○岐阜県地方独立行政法人評価委員会が行う地方独立行政法人の評価は、次の「評価の基本方針」に沿って実施することとする。

評価の基本方針

- (1) 評価は、法人の業務の実績の全体について多面的な観点から調査・分析を行い、評価すべき点や改善すべき点等を明らかにすることにより、法人の業務の質の向上並びに法人の組織及び業務運営の改善及び効率化に資することを目的とする。
- (2) 法人化を契機とした特色ある取組や、法人の業務運営を円滑に進めるための工夫などを積極的に評価する。
- (3) 評価を通じて法人の業務運営の状況を分かりやすく示すことにより、法人の業務の透明性を確保し、県民への説明責任を果たす。
- (4) 法人への業務の実績に関するヒアリングの実施や評価結果の原案に対する意見の申出の機会の付与などにより、評価の公平性、透明性及び正確性を確保する。
- (5) 公立大学法人の評価に当たっては、教育研究の特性に配慮する。

論点2 「評価の基本方針」を上記のとおりとしてよいか。

〔考え方〕

先行他団体の例(参考資料2-2参照)も参考にしつつ、

- (1) (2) (3)…評価は、地方独立行政法人制度の趣旨である法人の業務の公共性・透明性・自主性(法第3条)の確保に寄与するものであるべきとの考えに立って設定。

- (1) (2) (4)…評価は、それ自身が目的ではなく、法人の業務運営をより良いものとするための手段であり、いわゆる「評価のための評価」に陥ってはならないとの考え、また、次期中期目標・中期計画の策定や法人の組織・業務全般にわたる検討にも資するものであるとの考えに立って設定。
- (5)…大学における教育研究の特性への配慮（法第 69 条）について明示。

4 評価の基本的な流れについて（案）

(1) 事業年度評価 [資料 2-4]参照

- ① 各事業年度における中期計画の実施状況について法人が自己評価を行い、業務実績報告書として評価委員会に提出する。
- ② 法人から提出された業務実績報告書（業務実績・自己評価）の内容について調査・分析（法人へのヒアリングを含む。）した結果を踏まえ、「項目別評価」として、中期計画の項目ごとに評価を行う。
※法人へのヒアリングは、毎年7月上旬頃開催の評価委員会の場で、法人からの業務実績報告書の内容説明と合わせて実施することとし、別途日程を設けないことを原則とする。なお、委員会が特に必要と判断する場合は、現地調査（視察）を行うこととする。
- ③ 項目別評価の結果を踏まえ、「全体評価」として、中期計画の実施状況全体について、総合的な評定を行い、評価結果（原案）を決定する。
- ④ 評価結果（原案）に対し法人が意見を申し出ることができる機会を付与した後、評価結果を確定する。

【評価結果の活用に向けた対応について】

評価委員会は、中期目標期間の終了時に、(1) 次期中期目標及び次期中期計画に対する意見（法 25 条 3 項、26 条 3 項）及び (2) 法人の組織・業務全般にわたる検討に対する意見（法 31 条 2 項）を求められるが、この時点では、中期目標期間評価の結果を踏まえることができない。

このため、評価委員会として意見の提示を行う際には、その時点までに判明している事業年度評価結果の積み上げ（及びその後の実績見込み）を活用して判断することとなる。

そこで、毎年度の事業年度評価の実施に当たっては、その結果をスムーズに活用することができるよう、当該年度だけでなく前年度までの分も含めたトータルの実績を明らかにするとともに、これと中期目標・中期計画との対比（進捗状況）を明確にして評価を行うこととする。

(2) 中期目標期間評価

※ 中期目標期間評価は、各年度の事業年度評価の結果を踏まえながら、事業年度評価と同様（上記）の流れにより実施する。

論点 3 事業年度評価・中期目標期間評価においては、法人が「自己評価」を行い、評価委員会
がこれを調査・分析することを評価のベースとすることとしてよいか。

〔自己評価を行う理由〕

法人による自己評価を参照しつつ業務実績の調査・分析及び評定を行う方法をとること、また、自己評価の評定と評価委員会の評定が異なる項目に絞ってその判断の理由を明示する方法をとることで、効率的な項目別評価を行うことができるため。

論点4 ・ヒアリングは、法人からの業務実績報告書の説明と合わせて実施することとし、別途日程を設けないことを原則としてよいか。
 ・評価委員会が特に必要と判断する場合は、現地調査（視察）を行うこととしてよいか。

論点5 評価委員会の評価は、「項目別評価」（中期目標／中期計画の項目ごとの実績の評価）と、これを踏まえた「全体評価」（中期目標の達成状況／中期計画の実施状況の全体についての評価）により行うこととしてよいか。（※評価方法の詳細は次回の評価委員会で検討・決定）

5 事業年度評価のための評価委員会開催回数について（案） [資料2-4]参照

- ・事業年度評価の実施のために開催する評価委員会の回数は、原則として [2回] とする。
- ・第2回の評価委員会で評価結果（原案）を決定し、法人に意見申出の機会を与える。
- ・評価結果（原案）に修正の必要が生じなければ、委員長決裁により評価結果を確定する。
- ・評価結果（原案）に修正の必要が生じた場合は、第3回以降の評価委員会を開催して再度検討を行った上で、評価結果を確定する。

《開催スケジュールの目安》

7月上旬	第1回 開催	○法人からの業務実績の報告（説明）、法人へのヒアリング ○業務実績報告書（自己評価）の調査・分析 ○財務諸表の調査・分析
7月下旬 ～8月上旬	第2回 開催	○評価結果（原案）の決定 ○財務諸表・利益処分に関する意見書の作成
8月末まで		○法人からの意見申出の機会の付与 ※評価結果の確定に当たり、必要に応じて評価委員会を開催する。 ○評価結果の確定

論点6 事業年度評価のための評価委員会の開催回数については、上記の考え方でよいか。

6 「評価の基本的な考え方」の制定

→以上の議論を踏まえ、**資料1**「評価の基本的な考え方について（案）」について審議し、制定。

7 次回の評価委員会における審議事項（予定）

- (1) 事業年度評価に係る評価要領の制定（病院、大学別々に）
- (2) 事業年度評価に係る業務実績報告書及び評価調書の様式の策定（病院、大学別々に）

〔要検討事項〕

- ア. 評価の手順（①法人自己評価→②小項目評価→③大項目評価→④全体評価 など）
- イ. 小項目評価の評定ランク（S・A～Dの5段階 など）
- ウ. 小項目評価の対象項目のくくり方、中期計画・年度計画の項目との対応関係

- エ. 項目の重要度に応じたウエイト付けの要否
- オ. [大項目評価を行う場合] 大項目のくくり方 (中期計画の最大項目 など)
- カ. [大項目評価を行う場合] 大項目評価の記述方法
- キ. [大項目評価を行う場合] 小項目評価に基づき大項目評価の評定を決定する際の基準
- ク. 項目別評価の項目ごとの「評価の視点」の要否
- ケ. 全体評価の記述方法
- コ. 評価要領の具体的な記述
- サ. 業務実績報告書及び評価調書の様式、項目
- シ. その他